

## 奈良県の環境の現況について

(令和5年度、自動車騒音)

- ・騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況を把握するため、県下の主要幹線道路(高速自動車道、一般国道等:1日の交通量概ね1万台以上)を75区間に分割し、平成13年度から平成17年度まで15区間ずつ自動車騒音レベルを調査した。
- ・平成12年5月に示された自動車騒音常時監視の処理基準が平成17年6月に改正され、新しい処理基準に基づいた平成18年度の常時監視に係る実施計画が環境省から求められ、平成17年度において1か年で3区間、5か年でおおよそ15区間について調査する計画を立案した。区間の選定については、前の5か年で調査した75区間の中から、①区間対象市町村が奈良市のみの区間、②評価対象戸数の環境基準達成率が100%であった区間、③測定地点での騒音レベルが要請限度以内であった区間、④評価対象戸数が少ない、若しくは評価区間延長が短い区間を除外した。
- ・平成24年度より自動車騒音常時監視の事務処理基準が改正され、市へ当該事務が権限移譲されることに伴い、平成23年度より改正後の新しい処理基準を見据え、1か年で3区間ずつ10か年に亘って、合計30区間について実施する計画を立案した。区間の選定については、町村域の道路のうち特に交通量の多い区間を優先した。
- ・令和3年度より10か年に亘って、合計30区間について実施する計画を立案した。区間の選定については、① 24時間自動車類交通量が1万台以上の区間、② 評価区間延長(町村部分)が1km以上の区間、③ 評価対象戸数が30戸を超える区間を調査対象とした。
- ・自動車騒音の常時監視では、騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、騒音測定に加えて、県下の主要道路沿道の建物条件調査等を実施し、環境基準に定められた面的評価を実施するものとされている。(環境に係る環境基準の評価マニュアル(環境省))
- ・令和5年度は、3調査区間(別表1) 685戸について面的評価を行った。その結果(別表2・3)、昼間・夜間ともに環境基準を達したのは674戸(98.4%)であった。

別表1 評価区間

番号	区 間 名	測 定 地 点
1	大和高田斑鳩線 (河合町西穴闇～斑鳩町法隆寺南)	斑鳩町興留
2	中和幹線 (広陵町馬見南～広陵町安部)	香芝市真美ヶ丘
3	大和高田斑鳩線 (河合町西穴闇～広陵町中)	広陵町大野

別表2 道路に面する地域における環境基準の達成状況

面的評価対象 住居等総戸数	昼夜とも 環境基準以下	昼のみ 環境基準以下	夜のみ 環境基準以下	昼夜とも 環境基準超過
685戸	674戸(98.4%)	11戸(1.6%)	0戸(0.0%)	0戸(0.0%)

別表3 地域類型別道路に面する地域における環境基準の達成状況

地域の類型	評価戸数	昼夜とも 環境基準以下	昼のみ 環境基準以下	夜のみ 環境基準以下	昼間・夜間 環境基準超過
幹線交通を担う道路に 近接する空間	242戸	231戸 (95.5%)	11戸 (4.5%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)
A類型のうち2車線以上の車線を 有する道路に面する地域	71戸	71戸 (100.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)
B・C類型のうち2車線以上の 車線を有する道路に面する地域	372戸	372戸 (100.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)
全 地 域	685戸	674戸 (98.4%)	11戸 (1.6%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)

\* 道路に面する地域において、環境基準の地域の類型が当てはめられていない場合、当該地域の類型は、Bが当てはめられているとみなし評価した。